

平成23年12月29日

目見庄三郎金融相
金融制度参事官室

北海道財務局 中山原局長、金融監督第1, 2課

FAX 011-746-0946

北海信金、北洋銀行、北海道銀行

FAX 0135-22-6831, 011-231-2987

FAX 011-233-1166

栃木銀行 本店、黒磯支店、野崎出張所

FAX 028-62-1098, 0287-29-1584

FAX 0287-62-1098

石上、池田法律事務所

FAX 03-3597-7707

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

那須塩原市鍋掛1087-817 石川博

TEL, FAX 0287-64-1322

@金融泥棒制度は”有印私文書偽造、行使、窃盗でしか他者の預金を窃取出来ませんし、積立を含む定期預金は内規で有印私文書偽造、行使で盗めない”闇規定だそうですが、とちぎんは絹江の定期預金も窃盗させています

1、金融泥棒制度は「訪問犯罪詐欺商売」二束三文の物品を、今はリースと称しながら販売、詐欺で売り付けて、ファイナンスローンをリース代金回収名目で詐欺事業者とファイナンス会社で山分けする”詐欺に気付いて支払いを止めれば、東京、大阪地裁に（被害者が出掛けられない遠方の裁判所）訴訟を提起し、どっちにしても詐欺リース代金を支払え、と判決が定番で出て、闇で適当な金融機関を差し押さえて、普通預金は有印私文書偽造、行使、窃盗で盗んでファイナンス金融屋顧問弁護士に振り込み料金を差し引いて差し出す、定期預金は金融機関、裁判官、詐欺事業者弁護士が結託して、定期を差し押さえた、黙って詐欺被害金員を支払え、と脅して金を払わせる犯罪です、ちゃんと理解出来ていないでしょう、詐欺、窃盗を分業で手掛けている貴殿等は」

2、金融泥棒制度は「遺産泥棒制度とシンクロしている犯罪です」有印私文書偽造、行使、窃盗を行い通せるのは”普通預金だけ、積立を含む定期預金は有印私文書偽造、行使、窃盗犯罪は内規で通せない”とした金融泥棒です」
当会証拠537、は、那須塩原市役所地方税課が滞納者の定期預金を闇で差し押さえたが、定期預金なので有印私文書偽造、行使で窃盗出来なかった、足利銀行犯罪証拠です」
「次の証拠538は”電話機リース詐欺でNTTファイナンスが黒川顧問弁護士、裁判官と結託して、詐欺電話機販売金支払いを拒んだ被害者に、定番の支払い決定判決を出し、闇で丸山信金に有った被害者深守氏の”定期預金を差し押さえたが（200万円の定期預金）定期預金は有印私文書偽造、行使で盗めない内規”に掛かり、丸山信金が深守氏が個人事業者だった事を弱みと見て、口座契約を解除されたくなければ大人しくNTTファイナンス委任黒川弁護士に詐欺被害金額を支払え”と脅して詐欺を果たさせた証拠です”」

3、しかし「とちぎんは”石川絹枝死去に乗じて、絹枝の定期預金も石川孝子と共謀し、有印私文書偽造、行使を手掛け窃盗しています”刑法適用犯罪はどちらにしても一緒と言う事実証明の一つです」
「各銀行、丸山を含む信金、ゆうちょ銀行、那須塩原市役所他行政機関は”定期預金は利息計算問題が生じるので、闇で差し押さえても顧客の氏名、押印を偽造して解約して金を抜けない、利息計算で訴えられると有印私文書偽造、行使、窃盗が発覚する危険が強いので”こ答えています」

とちぎんと石川孝子による絹枝の預金泥棒で、この金融泥棒闇制度矛盾も噴き出ているのです”石上、池田弁護士には定期預金も有印私文書偽造、行使で窃盗出来る実例証拠提供と致します”」

平成23年12月30日

目見庄三郎金融相（金融制度参事官室、損保係）

03-3506-6115

関東財務局 居戸利明局長 金融監督第一課

FAX 048-600-1231

栃木銀行本店、黒磯支店、野崎出張所

FAX 028-62-1098, 0287-29-1584

FAX 0287-62-1098

石上、池田法律事務所

FAX 03-3597-7707

藤田益弘司法書士

FAX 0287-36-0401

アクト保険事務所（あいおい代理店）阿久津一一代表）

FAX 0287-24-0679

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

（有）HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

那須塩原市鍋掛1087-817 石川博

TEL, FAX 0287-64-1322

@金融犯罪制度は司法、行政で泥棒を果たせる分野が異なっています、石川孝子、とちぎん、あいおい、あいおい代理店アクト、藤田益弘司法書士は金融犯罪制度に新たな道を付けたのです

1、金融犯罪制度「要するに他者の保険積立金、預金を有印私文書偽造、行使により窃盗する犯罪ですが”弁護士、裁判官、裁判所、税務署、地方自治体で盗む事が出来なかったのが、定期預金でしたよね”しかし石川孝子、とちぎん、藤田益弘司法書士は石川絹枝の積み立て定期預金窃盗を果たし、国策金融窃盗制度で果たせなかった他者の定期預金窃盗も果たしたのですよね」

今後金融庁、財務局公認で「司法、行政共に定期預金も有印私文書偽造、行使により窃盗出来ると金融機関に通知が闇で出るでしょう、それを待たず石上、池田弁護士は藤田司法書士、とちぎん、金融庁、財務局が定期預金”も”有印私文書偽造、行使で窃盗を果たし通した実例の完全制度化を弁護士

として逸早く利用すべきです、司法書士に遅れを取ったのでは面子が立たないでしょう。

2、保険を生保、損保に闇で顧客の氏名、押印を偽造させて解約し、積み立てているお金を窃盗させて提供させる金融泥棒保険分野制度は” 国税、地方自治体は果たせていますが、弁護士、裁判官、裁判所は出来ていませんでしたが、石川絹枝事件で石川孝子、あいおい、あいおい代理店アクツ、藤田益弘司法書士が法律家を委任して他者の預金泥棒を果たす制度の踏襲で石川絹枝のあいおい傷害積み立て保険金も窃盗を果たしました” この分野でも弁護士、裁判官、裁判所は司法書士に遅れを取ったのです” 早急なる保険積立金有印私文書偽造、行使による入手制度達成も等しく果たすべきです「生保なら本社が、損保積み立て傷害保険等なら代理店が有印私文書偽造、行使を行う仕組みです」

3、複数の損保が「金融泥棒制度実例証拠を提供され、ネット証拠で確認し” どの損保も分業されているので知らなかったが、あいおい、アクツ代理店と同様の顧客の契約を有印私文書偽造、行使で窃盗している可能性を否定出来ず愕然としています” しかし今後、顧客の預けたお金を有印私文書偽造、行使で盗み提供せよ命令が来たなら金融泥棒制度を知悉したので正しく犯行が行われるでしょう」

損保職員は金融機関犯罪、預金泥棒が公認されて通っている事実も知らなかったので「誰でも他者の氏名、押印偽造、行使で石川孝子と同じく他人の預金を盗めて着服し、合法で通される事実を正しく知り、言葉を失っています、金融機関の預かり金がこうして盗まれて通っている事実も知らなかったからです」

4、この文書は昨日の文書と合わせてネット証拠に掲載し、国民等しく金融、保険窃盗制度を知悉すべく利用出来るようにする事とします、泥棒される不特定多数の国民が知って置くべき重大な事実ですから「石上、池田弁護士を委任する、藤田司法書士の方が金融犯罪制度で実績を上で挙げていますが貴殿らを委任しようと言うクライアントが激増すると思われます」合法的な有印私文書偽造、行使、金員窃盗でしょうから、国中で等しく堂々この金融泥棒を行い通せるのです、金融泥棒実行者である貴殿らが一番に言って通す事実でしょう。

平成24年1月12日

竹崎充博最高裁長官

FAX03-3264-5691

笠間治雄最高検検事総長

奥田旭川地裁所長

FAX0166-53-0249

西川旭川地検検事正

FAX0166-59-2065

札幌総合法律事務所、舩田雅彦弁護士、道新生活部塚崎記者

FAX011-281-8458

FAX011-210-5607

目見庄三郎金融相（損保係、金融制度参事官室）

FAX03-3506-6115

関東、北海道、九州財務局金融監督第1, 2課

FAX048-600-1231

FAX011-746-0946

FAX096-359-2821

金融機関、郵便局、信金、生保、損保各位

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

那須塩原市鍋掛1087-817 石川博



@札幌の舩田雅彦弁護士と北海道新聞が”預金窃盗制度の公認を含む記事を掲載しました”この金融泥棒追認記事は、司法金融泥棒の常態化証明の大きな物です

1、2012年1月10日、北海道新聞記事、及び山本がこの預金窃盗を公認した記事内容を、舩田弁護士相手に追求した内容の一部記載追求文書を先ずご覧下さい「舩田弁護士と北海道新聞は”かつては他者の通帳と印鑑を持参すれば、金融機関は問題なく払い戻しに応じたが、今は高額引き出しなら他者の通帳、印鑑持参で（契約者の氏名、押印を偽造、違法捺印しての）引き出しには応じてくれない”こう記事に書いて有印私文書偽造、行使、窃盗の常態化を追認しています」貴殿等が確信犯で繰り返し続けている、金融泥棒の公認、追認をしています。

2、この記事記載で不足している事実を、舩田弁護士、塚崎記者に伝えて有ります、追求文書には記載していませんが。

；昔から”表立っては他者の預金通帳、印鑑を持参して口座名義人の氏名、押印を偽造、違法捺印して預金窃盗を行う事は出来なかった、あくまでも犯罪者と金融機関がこの犯罪を知らぬ事として通しただけで、自分は他者の通帳、印鑑を使い、契約者の氏名、押印を偽造、違法捺印して金を引き出します”と通告すれば、通常はこの犯罪行為は拒絶された、札幌の郵便局、金融機関の回答です。

；現在では”一つの口座毎に、一日毎に50万円未満まで他者の預金口座から有印私文書偽造、行使犯罪を行い、金員窃盗が出来る制度となっている”つまり、五口の他者名口座があれば、毎日250万円未満ずつ有印私文書偽造、行使、窃盗を果たし続けられている、金融庁、財務局、警察、弁護士、検事、検察庁、裁判官、裁判所、国、地方自治体合体犯罪として通している、この有印私文書偽造、行使、窃盗証拠文書は国家権力が破棄、隠蔽させて犯罪を抹殺して通している、この正しい預金窃盗制度を記事で書くべきである。

3、この記事の欺瞞は他にも有ります「補佐、補助制度活用を行い、他者の預金引き出しを行えるように、家庭裁判所、弁護士に相談しましょう」と記事にしていますが「複数の預金、保険契約から毎日各契約毎に他者が有印私文書偽造、行使、非合法捺印を行い、契約毎に毎日50万円未満ずつ預金、保険積立金を盗めているのです、補佐、補助制度を使う必要はほぼ無いですよ”数日続ければ数百万円を他者が金融機関、保険会社から盗めますし、これ以上の大金が必要なら、金融機関職員がお金を持参してくれるでしょう”契約者の元に、金融泥棒実行犯では無く」

4、石川絹枝の郵便局に有った預金は、絹江死去を聞いて知った郵便局が、絹枝の普通預金金額が”60万円を超えていたので郵便局が石川孝子、長男嫁にアドバイスして、一日目49万円、二日目10数万円、三日目口座解約を孝子に絹江の氏名、押印偽造、犯罪押印をさせた書類を書かせて窃盗を成功させているのですしね”現在の金融泥棒制度はこうなって通されているのです、事実を正しく記事にして制度利用させるべきです。

5、現在では「法曹三者が頭に立ち、弁護士に金融窃盗で金を得させるべく、他者の預金を有印私文書偽造、行使、窃盗を国中で金融機関、保険事業者に命じて行わせ、無差別金融泥棒を繰り広げているのですから”弁護士、検察庁、裁判所は金融泥棒制度の利用こそ公式に薦めるべきです”」舩田弁護士、北海道新聞に貴殿等からも、現実に行われ続けている正しい金融泥棒制度利用を、事実を踏まえた上で新たな記事で伝えるとさせて下さい、裁判官が金融泥棒は正しいとした判決も出しているのだから当然です。

閑話 閑話

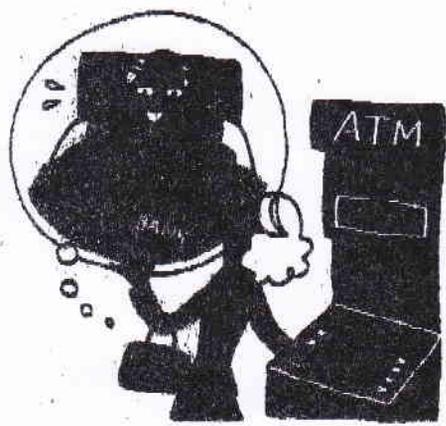
札幌弁護士会 17

年末年始は家族が集まる機会が多くなり、その機会に親族会議を行うことも多くなり、休みの日に家族関係の相談を受けることが結構あります。

最近では、高齢社会の影響で、「両親の介護に関する相談も増えています。そんな中で、両親が入院中で銀行に行けないので、自分が代わりに行っても預金が引き出せず、介護費用を支払え

親の預金を引き出せない

保佐、補助制度活用を



イラスト・中井 隆佐子

ないという相談を受けるところがあります。以前であれば、通帳と印字用紙を持参すれば、銀行は問題なく払い戻しをしてくれました。しかし、本人確認が厳格化された影響で、高齢の引き出した

す。成年後見人を選任していただく、後見人が代わりの預金を引き出すことが難しくなりました。しかし、成年後見になるほど精神的に疲れていくわけにはないけれども、体が利がないという人の場合は、この申し立てを認めてもらうことはできません。そのよきときに有効なのが「保佐」や「補助」という制度です。これも成年後見と同様、家庭裁判所の審判によって保佐人、補助人が選任されますが、基本的な財産の管理処分権は本人に残したまま、特定の行為につ

(井田雅彦弁護士)

平成24年1月11日

北海道新聞 塚崎生活部記者

TEL 011-221-2111 (代表)

FAX 011-210-5607

札幌総合法律事務所、舩田雅彦弁護士

TEL 011-281-8448

FAX 011-281-8458

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@今月の北海道新聞13面「親の預金が引き出せない(身内が親に成り代わって等)」記事内容は、刑法犯罪追認、助長内容です、弁護士、新聞社が公式に掲載出来る訳が無いでしょう

1、この記事内容「以前であれば”通帳と印鑑を(契約者以外の別人)が持参すれば、銀行は問題無く払い戻しに応じてくれたが、今は本人確認が必要、高額引き出しなら契約者が銀行に出向く必要が有る”」とした記事の犯罪追認、助長を、舩田弁護士に昨日問い質した事実は本人が承知の通りです。

山本—以前は契約者以外が通帳、印鑑を持参して行けば”銀行は問題無く預金を引き出させてくれた”こう貴方は弁護士資格を持ち記事としたが、契約者以外が契約者を騙り、有印私文書偽造、行使を行い、他者の預金を引き出せた事は確かに有ったが、昔からこの行為は有印私文書偽造、行使、窃盗で公式に合法だった時代は無い、何の法的根拠でこんな犯罪を認める記事を書いたのか。

舩田—自分は一般論を書いた、弁護士だからどうこうでは無い、以前は他者の通帳、印鑑を持参して、契約者の名前を書いて押印すれば、預金引き出しが出来ただろう。

山本—出来たと言う事と、合法と言う事は別だ、弁護士が新聞記事で書ける内容では絶対無い、犯罪を公認した記事を弁護士が書いて通るか、金融機関に聞いて、どうして他者の氏名、押印を書いて他者の預金を引き出せたのか、

法的根拠を教えてくれと聞いてから書かなければならないだろ、当たり前だろう、まして弁護士なのだから”ここに書いてある、高額引き出しの場合は契約者が銀行に出向かなければならない”の高額とは幾らからと言うのか、法律家として答えてくれ。

舛田一自分は法律論で一般的な事を書いた、高額の基準は知らない。

山本一弁護士、法律家がこんな犯罪追認記事を、法の根拠から知らないで記事に出来るか”今、裁判所は検事、検察庁も共犯で、裁判所の差し押さえ手続き公文書も秘匿して、他者の預金をこの有印私文書偽造、行使を金融機関職員に行わせて無差別窃盗に走っている”この事実や、数年前、最高裁が遺族の一人と証明すれば、二十万円程度までは被相続人の預金を引き出せる、と判決を出したからと、司法書士、弁護士を委任すれば、相続人の一人が被相続人の預金、保険積立金を根こそぎ盗めている、金融機関、保険会社が加担して、窃盗犯相続人に有印私文書偽造、行使を行い、金を盗ませて、口座を解約して窃盗証拠を消して、泥棒を成功させている、この事実も知っているだろ。

舛田一そう言った事実も、裁判所の差し押さえ手続き書類の存在も一切知らない、電話を切る。

2、こう言った証言を引き出した上で、本日、北海道新聞生活部、塚崎記者に舛田弁護士の答えを含め、記事内容の法的問題確認の有無を問い質した「上記内容から知らなかった」との事であったが、冗談で済む話では全く無い”北海道新聞羽幌支局、山本記者にもこの文書記載を証明する、各種証拠を送ってあるし、当会証拠証作戦12月7日以降分にも、公文書金融泥棒証拠が掲載されている、確認すべきであろう「預金泥棒犯罪を公認して済む訳が無い事を自覚せよ」

平成24年1月13日

竹崎充博最高裁長官
笠間治雄最高検検事総長
札幌総合法律事務所、舛田雅彦弁護士
TEL 011-281-8448
FAX 011-281-8458
北海道新聞生活部、塚崎記者
FAX 011-210-5607

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14
(有) HAハウスリメイク 山本弘明
TEL 011-784-4046
FAX 011-784-5504
那須塩原市鍋掛1087-817 石川博

@法曹犯罪、金融泥棒制度も司法による脱法テロが数多く凶行され続けています”マスコミによる大本営発表二枚舌報道が後押しして”偽名通帳入手で詐欺罪適用、逮捕記事もそうですし

1、金融泥棒司法犯罪制度は「世界の金融事業を完全に裏切り、敵に回している犯罪です”有印私文書偽造、行使を闇で法曹権力が金融機関相手に命じて契約者が預けた預金を盗ませ、振り込み料金を差し引いて差し出させている”立派な刑法犯罪です。北朝鮮辺りではか国家権力悪用で凶行不可能な犯罪の一つです」大マスコミがこの司法泥棒、金融泥棒も隠匿して拡大路線を取らせている実態と合わせて、司法テロの闇の深さは、病巣の根深さは重篤です。

2、本日の新聞記事で「公道会幹部と知人の女性を”虚偽の証明書を提出し、他人名義の預金通帳を金融機関から騙し取った容疑”とされていますが”別紙とちぎん職員が太田原支部訴訟に出した陳述書他に有るように、金融機関は警察、法曹三者と共に偽名口座開設を率先して実行して公認されています”つまり裁判官、検事、弁護士、警察は一つの脱法犯罪行為を一方で正しい有印私文書偽造、行使と認め、もう一方では刑法適用犯罪とし、逮捕、拘留状を発行し、身柄を拘束しているのです。

3、この二枚舌警察、法曹権力、マスコミ合体脱法推進と犯罪認定行為で明らかとされている事実は「先日の北海道新聞記事、他者の預金通帳、印鑑を入手し、有印私文書偽造、違法押印により使用して金を自由に引き出せる犯罪公認記事、現在は表立ってはこの犯罪による引き出しは困難記事と摺り合わせる”つまり、警察、法曹犯罪集団としては、他者の住所、氏名を偽造し、偽名口座開設用印鑑を用いて他者名口座を開設し、この通帳に口座名義人に金を積ませて、偽名口座開設者が自由に、石川孝子と同じく口座に有る金を盗み放題して通る”」但し司法書士、弁護士に分け前を差し出す事が条件で、と言う事です。

4、同じ裁判官、警察、司法が公認して通している「司法書士、弁護士様に分け前を差し出す事で偽名口座開設、口座名義人が入れた金員を有印私文書偽造、行使で残らず窃盗して通る犯罪公認訴訟証拠、警察、検事、弁護士、裁判官合法認定事実証拠です”当然補佐、補助制度等と言う手続きも不要です、他者名有印私文書偽造、行使手続きにより、他者名口座を開設し、口座に金を入れさせて、有印私文書偽造、行使手続きを行い、金を幾らでも引き出せば良いのです”司法書士、弁護士に一部分け前を差し出せば誰でも手を染めて通される、警察、司法、国公認行為なのですから」

いい加減な記事を弁護士、新聞が書いて国民を惑わさせず偽名口座開設、偽造引き出し、解約書類作成、行使による他者の預入金員窃盗司法認定制度を正しく記事発表するべきです。

5、裁判官が判決を下せばどんな犯罪であろうと合法化が果たされた事となる、この手口で山のように司法犯罪が公認され続けているのですから、金融犯罪、有印私文書偽造、行使実行による通帳入手、他者の預金窃盗合法手続きも常に合法で通されて当然です。

2012年(平成24年)1月13日(金曜日)

29 第3社会 16版

弘道会の幹部を
詐欺容疑で逮捕

札幌東署は12日、詐欺の疑いで、札幌市中央区南8西8、指定暴力団山口組弘道会系「福島連合」会長、無職福島康正(68)、同市中央区南8西8、無職伊坂真美子(54)の両容疑者を逮捕した。

逮捕容疑は2005年3月、同市内の銀行で、虚偽の証明書類を提出して、他人名義の預金口座を開設し、通帳1通をだまし取った疑い。

同署によると、2人は知人同士で、福島容疑者は「伊坂(容疑者)に(他人名義の口座開設を)頼んだと厚う」と供述しているという。福島容疑者は、全国の警察が取り締まりを強化している山口組の最大勢力「弘道会」で幹部を務めている。



陳 述 書

平成23年9月20日
栃木県宇都宮市松が峰1丁目3番
株式会社とちぎんリーディング
営業部 課長 篠 孝 郎

私は、現在は栃木県宇都宮市松が峰1-3-20の株式会社とちぎんリーディングに勤務しておりますが、平成19年10月から平成23年3月までは栃木銀行大田原支店野崎出張所でその所長として働いていました。

- 1 さて、この裁判に出てくる石川絹枝さんは、昭和52年8月18日に今回問題となっている本件普通預金(口座番号1926031)を栃木銀行大田原支店に開設しました。その後、平成21年12月22日、石川絹枝名義の本件定期積金(口座番号1926032)が栃木銀行大田原支店野崎出張所に開設されました。ただし、本件定期積金開設の手続は、石川絹枝さんの長男である石川院一さんの妻石川孝子さんが大田原支店野崎出張所に来店して行いました。
- 2 平成22年4月16日、その石川孝子さんが栃木銀行大田原支店野崎出張所を訪れ、ATMを利用して本件普通預金から223,424円の払戻を行い、さらに同じく野崎出張所の窓口で本件定期積金を解約して250,000円の払戻をしました。また、平成22年4月30日、石川孝子さんが野崎出張所を訪れて、ATMを利用して本件普通預金から84,485円の払戻をしました。
- 3 なお、石川孝子さんはご自身が栃木銀行大田原支店野崎出張所の顧客であれば同支店を訪れて利用しています。そんなわけで大田原支店野崎出張所では石川孝子さんが石川絹枝さんの長男の妻であることもわかっていました。
- 4 平成22年6月8日、原告が栃木銀行黒磯支店を訪れ、石川絹枝さんの取引履歴の開示を求めました。その際、栃木銀行は原告から石川絹枝さんが平成22年4月16日に死亡した事実を告げられました。ここにおいて栃木銀行は石川絹枝さんの死亡を初めて知るにいたり、その日の午前11時7分、石川絹枝さんについて死亡した旨の登録を行いました(乙第3号証)。

一ノ負
長
副

2011. 9.27 16:09

P. 5

- 5 ところで、本件定期積金解約に際しては、石川孝子さんが栃木銀行所定の払戻請求書に必要事項を記載し、予め栃木銀行に届け出していた石川絹枝さんの印を押印して、石川絹枝名義の本件定期積金通帳とともに栃木銀行に提出して行われました。そして、栃木銀行大田原支店野崎出張所では、払戻請求書に押捺されていた印影と届け出られていた印鑑について相当の注意をもって照合し、両者に相違がないことを確認して払い戻しに応じました(乙第1号証、第9項)。ちなみに、栃木銀行の内部の事務取扱規程では取引先の家族等に対する払戻しについては預金通帳、証書と届出印章を持参した者は、本人とみなして取扱い、使いの者に面識がなくかつ応対に不審の点がある場合は、取引先本人に電話等で確認のうえ取扱うことになっています。そして、本件では、前に申し上げましたとおり、預金通帳その他届出印章を持参して払戻を受けた者は石川孝子さんで、石川孝子さんは石川絹枝の長男の妻というように石川絹枝さんの家族でした。そこで栃木銀行は石川孝子さんを本人、つまり石川絹枝さんとみなして取り扱いました。なお、栃木銀行大田原支店野崎出張所は前述したように石川孝子さんとは面識がありました。
- 6 また、ATMによる本件普通預金からの229,424円の払い戻しは、石川孝子さんによって、石川絹枝さんに対して交付したカードと暗証番号の入力により行われました。つまり、入力された暗証と届出の暗証とが一致することが確認されたうえで行われたもので、またATMそれ自体も当時正常に作動していました(乙第2号証、第10項)。
- 7 以上のとおり、本件定期積金及び本件普通預金からの払戻手続きは適切に行われていました。また、本件払戻が行われた平成22年4月15日の時点で、既に石川絹枝さんが死亡していたかどうか、当然のことながら栃木銀行としては知る由もありませんでした。
- 8 このように、栃木銀行には本件払戻に関しては落ち度らしい落ち度はないと考えています。

